

# 想

## 「農地中間管理機構」について

町長 三浦正隆

農水省では秋の臨時国会に「農地中間管理機構」法案を提出する予定である。この「中間管理機構」が出て来た背景には、担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、その利用面積は実に農地全体の約5割となっているが、農業の生産性を高めていくためには、担い手への農地集積と農地の集約化を更に加速していく必要があることが挙げられている。

では、この「中間管理機構」の事業だが、大きく分けて3つある。

- ①農地の借受けや貸付けを行うこと。
- ②その農地の管理を行うこと。
- ③その農地についての土地改良その他利用条件の改善を行うこと。

である。

農地の出し手のメリットは何か。

第1に公的な機構なので安心して貸せること。第2に所有者の負担なしに基盤整備ができること、等が挙げられる。受け手のメリットは何かというと、第1に規模拡大ができること。第2に集約化した農地が借りられること。第3に企業や新規就農者も利用しやすい農地が借りられること、等が挙げられる。

更に、既に耕作放棄地となっている農地のほか、所有者が死亡等して耕作放棄地となる恐れのある耕作放棄地予備軍も対象となり、手続の大幅な改善・簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図ることができる等のメリットも考えられる。

ただ、この制度には問題点もあるようだ。第1に受け手がいない場合でも中間管理機構に借りて欲しいと頼めば借り受けして地代も払ってもらえることから希望者が殺到するのではないか。第2にいわゆる中山間地等の条件不利地では担い手はもう手一杯の状態であり果たして受け手を確保できるのか。第3に中間管理機構に農地を借り受けしてもらえば基盤整備事業をタダでやってくれることから既存の基盤整備事業との整合性をどう図るのか。第4に農地の貸し付けを行うに当たっては希望するものを公募するとあるが、顔見知りの近隣の人に農地を貸したいとの要望が根強い現状とどのように折り合いを付けるのか、などである。

現時点ではこのように聞いているが、大きな政治的課題であることから、今後流動的な要素もありそうである。

いずれにしても、これから一層厳しくなる担い手不足の状況を考慮するとここはまず「農地中間管理機構」の構想に期待してみたい。今後とも地域社会が持続可能で、美しい景観が守られるような制度設計になることを念願している。



## 「町長への提言」を募集!

町民のみなさんのご意見・ご提言を町政運営の参考とさせていただくため、「町長への提言」を募集します。組み立てることにより封筒となる用紙は、広報みたね11月号に差し込みしていますのでご利用ください。

また、Eメール(kikaku@town.mitane.akita.jp)による提言も受け付けておりますので、どんどんご意見・ご提言をお寄せください。

なお、投函の際には、封筒裏面の住所・氏名欄が明記されているかどうか、ご確認をお願いします。住所・氏名欄が未記入あるいは匿名のものについては、申し訳ございませんが開封することなく破棄させていただきますのでご了承ください。Eメールについても同様に、住所・氏名を必ずご記入ください。

みなさんの、町政運営に役立つ建設的なご意見をお待ちしております。